

# 入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和4年4月27日

東広島市長 高垣 廣徳

## 1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	小型動力ポンプ付積載車
(2) 物品・委託役務管理番号	18040001
(3) 物品委託役務内容	消防団で使用する小型動力ポンプ付積載車3台の購入。
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和5年3月24日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	黒瀬方面隊上黒瀬分団格納庫（東広島市黒瀬町宗近柳国 2328-1）ほか
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	製作物供給契約約款
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	買入れ・製作
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

## 3 その他の入札条件

- 本件の契約にあたっては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）に基づき、落札決定後、仮契約を締結し、東広島市議会の議決を経たときに本契約として効力を生じるものとする。
- 開札の日から、市議会の議決を経るまでの間のいずれかの日において、入札者が次の要件のいずれかに該当する者となったときは、落札者としなない、又は仮契約を締結しない、若しくは解除することがある。
  - 東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項の2（1）アイウに掲げる事項
  - 手形交換所による取引停止処分を受けている者又は手形小切手の不渡りを出した者
  - 本市の指名除外措置を受けている者
  - 関係法令の規定による営業停止処分を受けている者

#### 4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和4年4月27日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和4年4月27日～ 令和4年5月23日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和4年4月27日～ 令和4年5月10日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 消防局 消防総務課（発注担当課） 東広島市西条町助実1173番地1 電話番号 082-422-6062 /ファックス番号 082-423-0363 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和4年5月13日～ 令和4年5月23日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和4年5月19日～ 令和4年5月20日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和4年5月23日 午前9時00分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

#### 5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

##### (1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

#### 6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係  
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）  
電話番号 082-420-0930  
ファックス番号 082-431-0077

# 小型動力ポンプ付積載車 仕様書

《黒瀬方面隊 上黒瀬分団》

《黒瀬方面隊 中黒瀬分団》

《安芸津方面隊 早田原南分団》

2022年（令和4年）

東広島市

# 小型動力ポンプ付積載車 仕様書

## 1 総則

- (1) この仕様書は、東広島市が製作発注する小型動力ポンプ付積載車（以下「積載車」という。）の製作に関する一切に適用する。
- (2) 車両の製作は、この仕様書及び製作承認図等（契約後受注者にて製作すること。）によるほか、国が行う補助（平成17年度に一般財源化された補助事業）の対象となる消防ポンプ自動車の規格並びに動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令に従うこと。
- (3) 車両は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両法の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、緊急自動車としての承認が得られるものであること。
- (4) 車両は、消防用車両の安全基準検討委員会が定める「消防用車両の安全基準について」の項目を満足し、ISO 認証取得による品質管理システム、又は同等の品質管理にて製造が行われること。
- (5) 受注者は、契約にあたり、この仕様書を了承し、不審な点については、発注者に質問をすること。
- (6) 受注者は、契約後7日以内に、艀装担当者と共に仕様書詳細について発注者と打ち合わせを行い、契約後40日以内に製作承認図を発注者に提出し、承認を得た後に製作に着手すること。
- (7) 受注者は、製作にあたり、この仕様書に疑問が生じた場合には、発注者に連絡の上、承認又は指示を受けること。
- (8) 受注者は、製作にあたり、この仕様書を変更する必要がある場合には、発注者と打合せの上、変更承認図を提出し、承認を得ること。
- (9) 受注する積載車（付属品及び積載品を含む。）は、すべて新規製品とすること。
- (10) 受注者は、製作全般にわたり、厳重な検査を実施すること。
- (11) 受注者は、設計・製作・材料・部品等に関し、特許その他権利上の問題が発生した場合には、その責任を負うこと。

## 2 納入方面隊名、分団名及び数量

方面隊名	分団名	数量
黒瀬方面隊	上黒瀬分団	1台
黒瀬方面隊	中黒瀬分団	1台
安芸津方面隊	早田原南分団	1台
合 計		3台

## 3 使用シャシ

- (1) 使用シャシについては、国産で2022年に製作された、次のいずれかのものとする。

メーカー	車種	型式	その他仕様等
マツダ株式会社	ボンゴバン	5BF-S413Z	トランスミッション: 5MT
ダイハツ工業株式会社	グランマックス	5BF-S413V	エンジン型式: ガソリン
トヨタ自動車株式会社	タウンエース バン	5BF-S413M	駆動方式: 4WD

- (2) 艀装部分及び付属品を含めた車の全長は、4,300mm以下、車幅は1,750mm以下とし、全高は2,300mm以下とすること。

#### 4 車両の構造及び艤装

- (1) 艤装は、総合的な重量軽減を図り、車両重量のバランスを考慮（付属品等を積載し、停車時において、車体本体が地面に対して水平となること。）して製作すること。
- (2) 車両ドアの施錠は、運転席側のドアの開閉操作で他のドアの開閉が連動する機能を有すること。
- (3) 車両の重要な点検箇所及び主要な部分の点検整備に関して、工具類を使用するためのスペースを確保するとともに、必要箇所には点検口または点検扉を設けること。
- (4) 運転席付近にバッテリーのメインスイッチを設け、メインスイッチの操作で、全ての電源（シャシ・艤装）を遮断することができる配線回路とすること。
- (5) 走行用の前照灯については、35W以上のLED（色温度：6000k以上）とし、その他の灯火類については、標準どおり設けること。
- (6) 後部座席と荷室との間に仕切り板を設け、極力、荷室の臭気（ガソリン）等が漏れない構造とするとともに、仕切り板の一部（頭部付近）は、ホースバック棚（床面となる部分は、アルミ縞鋼板を敷設し、ホースバックが落下しないための措置をとること。）とすること。
- (7) 後部座席側の(6)の仕切り板下部に「異径媒介金具又はその他の資機材等の収納箱（仕切板付）」を設置すること。サイズ等については別途協議とする。
- (8) 荷室中央部に、小型動力ポンプ積載装置を設け、走行中の振動その他により移動または破損等を生じないように安全確実に固定でき、容易に引き出せる構造とすること。（引き出した状態でも落下することの無い構造とすること。）
- (9) 小型動力ポンプは、操作及び点検等が容易にできるよう引き出し式の構造とし、ロックはワンタッチ式とすること。また、引き出した状態でポンプ操作をした場合に不安定にならない構造とすること。
- (10) 荷室に、50ミリホースが4本収納できるホース棚を設け、その上部にホースバック（1個）をベルト等で固定できる構造とすること。
- (11) 荷室（運転席側後方の位置）に、吸水管（75mm×6m）1本の取付装置を設けること。
- (12) 車両後方の窓枠3方3枚は鉄板（純正の鉄製窓枠の厚さ以上）とすること。なお、荷室内の吸水管の脱着操作が困難な場合は、車両右側後方の窓枠を開閉可能な構造（開放状態で固定できること。）とすること。
- (13) 車両後部ドアに梯子（ドア側の足が当たるおそれのある位置にアルミ板）を取り付けること。
- (14) 燃料タンクは、シャシ固有の位置に取り付けること。
- (15) 車両上部に、標識灯（赤色警光灯一体型：アンプの赤色回転灯電源と連動）を取り付けること。
- (16) 各操作部（ハンドル、レバー、スイッチ等）には、名称及び操作方法等を明記すること。
- (17) 荷室内の床は、アルミ縞鋼板を貼り、ドレン用として有効な位置に2箇所排水口を設けること。
- (18) 荷室内に、消防活動に十分な照度を確保できるLED室内灯を設け、ON-OFFスイッチを車両右側後方（荷室内）の窓枠付近に取り付けること。
- (19) バックドア後部のエッジにLED点滅灯2個を両端に取り付けること。
- (20) 後部バンパー（ハッチの接する部分）には耐磨耗性の補強シールを貼ること。
- (21) 消防章（団マーク）を車両前面中央に取り付けること。
- (22) 車両上部にルーフラック（周囲の柵の高さ概ね15cm、床面に該当する部分：アルミ縞鋼板）を設け、吸水管（75mm×6m：1本）用ブラケットを取り付けること。
- (23) 車両後部のハイマウントストップランプは、保護枠付とする。
- (24) 荷室との仕切板（後部座席側）に、背負い式散水装置用のフック3箇所を設けること。

## 5 前部座席及び後部座席付近の構造

- (1) 車両内部の天井は、内張りとする。
- (2) 運転席付近に、車両ナンバー、燃料コック位置及び燃料種別を明示するシールを貼付すること。
- (3) 電子サイレンアンプ・スイッチ類等は、インパネ内に取り付けること。
- (4) 受注者は、既存の車両から取り外した車載無線機を本車両に設置（エンジン停止時に、電源供給を止めるよう配線を行うこと。）すること。当該無線機の設置時期は、納入直前とする。（詳細は、発注者と別途協議）
- (5) 前部座席及び後部座席は、LED 室内灯を設けること。
- (6) 乗降用の手摺を助手席及び前部座席後方に設けること。
- (7) 乗降用の手摺付近（前部座席側）に、地図入れ用ボックスを設置すること。
- (8) 後部座席付近に車輪止を収納できる構造（床面に該当する部分：アルミ縞鋼板）とし、その上部に強力ライト・携帯無線機等収納ボックスを設けること。なお、収納ボックスは、車両の点検並びに車輪止、及び足に干渉しないように取り付けること。
- (9) 過充電防止充電器（防水処置）は、動作確認ができるように荷室との仕切板付近に設置すること。
- (10) 後部座席入口のステップはアルミ縞鋼板を貼ること。

## 6 塗装及び記入文字

- (1) 車両外部（前後のバンパーを含む。）は朱色とし、次の要領で塗装すること。
- (2) 朱色塗装は、素地調整（研磨）を十分に行いプライマー塗り、水研ぎ、サフェーサー塗りを施し、上塗りを3回以上行うこと。
- (3) 朱色塗装部分は、磨きが十分出来ていること（鏡面仕上げ）。
- (4) 朱色は消防指定色とし、ウレタン系にて熱風乾燥または焼き付けとすること。
- (5) 床及び車体下廻りは黒色塗装等により腐食に耐えるように被覆すること。
- (6) タイヤホイール並びにステンレス及びアルミ使用部は、無塗装とすること。
- (7) 記入文字（丸ゴシック体）は、次のとおりとすること。（文字入れは、左から右とする。）

記入文字	記入場所	サイズ/色	備 考
東広島市消防団	キャビン左右ドア	10cm 角／白色	
〇〇方面隊	赤色警光灯の標識灯	現物合せ／黒色	
東広島市消防団 〇〇方面隊 〇〇分団	バックドア上部	現物合せ／白色	方面隊名、分団名については、「2 納入方面隊名、分団名及び数量」を参照
〇〇〇分団	左ヘッドライト上部	5cm 角／白色	
ガソリン	給油口付近	2cm 角／黄色	
車両・ポンプ用ガソリン 〇〇〇分団	ガソリン携行缶 ※	現物合せ／赤色	分団名については、「2 納入方面隊名、分団名及び数量」を参照

※ 携行缶は、どの位置からも記入文字が確認できるよう、二方向以上に記入すること。

また、白色で分団名を1箇所記入すること。

## 7 取付品、付属品、積載品の取付位置

取付品、付属品、積載品の取付位置等については、別表1のとおりとし、取付は堅牢で機能確実か

つ操作しやすいものとする。

また、走行中の振動その他により移動又は破損等を生じないように安全に固定させ、かつ、容易に積み下ろしが出来るように積載し、細部については発注者の係員の指示を受けること。

## 8 小型動力ポンプ

- (1) 小型動力ポンプは、令和4年度に製造された新規製品であり、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」の規定を満たすものであること。
- (2) 小型動力ポンプ及び吸管は、消防法第21条の16の2に規定する自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合している旨の表示が付されているものとする。
- (3) 付属品のうち、消防法における検定対象機械器具等は、日本消防協会又は総務大臣に登録した登録検定機関によって検定が行われ、合格表示が付されているものとする。
- (4) 小型動力ポンプのメーカー、型式及び級別は、次のいずれかとすること。

メーカー	型式	級別
株式会社シバウラ防災製作所	FF500	B2級
株式会社シバウラ防災製作所	FF500ZXi	B2級
トーハツ株式会社	VF63AS	B2級

- (5) 小型動力ポンプの吐水口にマルチ（65ミリ・50ミリ）の媒介金具（ヨネ式、型式：AN-65MC）を設置すること。
- (6) 小型動力ポンプバッテリー用自動充電器を車両に取り付け（運転席後部に設置し、防水処置を行うこと。）、マグネット式入力コンセントを後部バンパーに設けること。（コンセント設置時、ドアの開閉に支障がないこと。）

## 9 消防用ホース及び結合金具

- (1) 消防用ホースは、令和4年度に製造された新規製品とすること。
- (2) 消防用ホース及び結合金具については、「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」（平成25年総務省令第22号）の自主表示品の規格に適合したことを示す旨の自主表示（「消」マーク）が付されたものとし、加えて日本消防検定協会の型式適合評価を受けて合格した表示（「NS」マーク）を付したものとする。
- (3) 結合金具は、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成25年総務省令第23号）の規格に適合したことを示す自主表示（「消」マーク）を付したものとし、加えて日本消防検定協会の型式適合評価を受けて合格した表示（「NS」マーク）を付したものとする。
- (4) 消防用ホースと結合金具の装着結合部には、日本消防検定協会の「装着部に対する認定試験」に合格した表示（「認」マーク）が付されていること。
- (5) 規格 呼称：50mm、使用圧：1.3MPa、長さ：20m、日本製表示が刷り込まれていること。
- (6) メーカー及び仕様
  - ア 消防用ホースの使用糸については、縦糸をポリエステルパン、横糸をフィラメントとし、内張り素材はウレタン樹脂を使用していること。又メーカーは、一般社団法人日本消防ホース工業会に加入しているメーカーとすること。
  - イ ホースの色は、グリーンフルカラーとすること。  
（フルカラーとは、グリーンの部分が表面積の90%であること）。
  - ウ ホース結合部付近にゴム等で保護するとともに、蓄光式タイヤ又はシール等で明示すること。

エ 納入後1年以内に、不慮の事故等によりホースを損傷して使用不可能になった場合、速やかにホースの交換を行なえるよう、1年間の補償保険契約がなされているとともに、その保険番号が明記されていること。

オ 次の表に定める色の標識及び整理番号をゴシック体で別紙1の図のとおりホースの両端に各1箇所ずつ記入すること。

分団名	数量 (本)	標 識	整理番号	標識及び整理番号の色
黒瀬方面隊 上黒瀬分団	10	黒瀬	0401～0410	白
黒瀬方面隊 中黒瀬分団	10	黒瀬	0411～0420	白
安芸津方面隊 早田原南分団	10	安芸津	0401～0410	白

## 10 確認・検査

受注者は、製作工程表に基づき、次の確認・検査を受けること。

### (1) 中間検査

完成前（車体塗装前）に、各作業工程について発注者に説明を行い、次の確認を受けること。

- ア 艀装工程表に基づく進行状況
- イ 仕様書承認図及び協議決定事項に基づく事項
- ウ 組立て・板金・溶接等の仕上げ状況

なお、中間検査における指摘事項及び未施工部分については、随時、発注者に写真等で報告すること。

### (2) 完成検査

- ア 走行検査
- イ 車体の構造及び艀装状況の検査
- ウ 中間確認時の指摘事項及び指示事項に基づく検査
- エ 積載品・装備品の装着・架装状況及び品数の確認
- オ 小型動力ポンプの実働試験、消防ホースの注水試験

なお、上記について、公的機関の認定品又は試験成績書があるものについては、これを省略する場合がある。また、受検については納入期限の前日（平日に限る）までに東広島市消防局（東広島市西条町助実1173番地1）にて行う。

## 11 保証

車両の保証期間は納入後1年間とする。ただし、メーカー等で定める保証期間が1年以上の場合は、メーカーの定める期間とする。その他艀装部分、積載品、小型動力ポンプ、消防ホース等については、納入日から起算して各メーカー規定の保証期間とする。ただし、赤色警光灯（ウィレン製）については、永久保証とする。

また、保証期間経過後においても、設計不良、工作不良又は材質不良に起因する故障が生じた場合には、発注者の指示により、受注者において無償で修理又は取り替え等その他の必要な補償を行うこと。



## 1.2 登録及び廃車手続き

- (1) 車両登録は、発注者が行う完成検査前までに、受注者が代行するものとし、これに要する諸経費のうち、車両登録に関する登録手数料（印紙代）、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険の費用及び自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金は、発注者が別途支払うものとする。
- (2) 受注者は、納入前に広島県公安委員会へ緊急車両届出確認証を提出し承認を受け、納入時に自動車検査証と合わせて提出すること。
- (3) 不用車両3台を廃棄処分すること。
  - ア 不用車両の廃棄手続きは、受注者が行うものとし、廃車に関する一切の経費は受注者が負担する。
  - イ 永久抹消登録完了後は、速やかに当該抹消登録証明証の原本を発注者へ提出すること。
  - ウ 不用車両の車体に表示してある名称等を消去し、引渡し後において発注者に一切迷惑をおよぼすことのないように処理すること。名称等の消去後は、当該箇所を写真撮影のうえ、発注者へ提出すること。
  - エ 不用車両の引き渡しは、原則として新車両納入日とするが、詳細は、発注者と協議すること。
  - オ 不用車両の自動車検査証の有効期限は、次のとおり。

分団名	登録番号	初年度登録	有効期限
黒瀬方面隊上黒瀬分団	広島 88 ひ 7604	平成 17 年 3 月	令和 4 年 12 月 24 日
黒瀬方面隊中黒瀬分団	広島 88 ひ 7603	平成 17 年 3 月	令和 5 年 2 月 7 日
安芸津方面隊早田原南分団	福山 88 は 9467	平成 17 年 3 月	令和 4 年 11 月 28 日

## 1.3 その他

- (1) 納入時、積載車、小型動力ポンプ及び携行缶の燃料は、満量とすること。
- (2) 受注者は、納入後、各分団が指定する日時・場所で、取扱説明会を実施すること。

## 1.4 提出書類

- (1) 車両1台につき、次の書類を納入期限の7日前までに提出すること。
  - ・車両取扱説明書 1部
  - ・自動車検査証の写し 1部
  - ・カラー写真（前後左右・ポンプ積載が分かるもの、緊急自動車届出用） 1部
- (2) 提出先  
東広島市消防局消防総務課（東広島市西条町助実1173-1）

## 1.5 納入場所及び納入期限

方面隊名・分団名	納入場所	納入期限
黒瀬方面隊上黒瀬分団	東広島市黒瀬町宗近柳国 2328-1	令和 5 年 3 月 24 日（金）
黒瀬方面隊中黒瀬分団	東広島市黒瀬町丸山 1281	
安芸津方面隊早田原南分団	東広島市安芸津町小松原 612-11	

## 1.6 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市消防局消防総務課 TEL：082-422-6062 FAX：082-423-0363  
メールアドレス：hgh226062@city.higashihiroshima.lg.jp

別表1 取付品、付属品、積載品

※下表の規格を満たすものであればメーカー・品番を問わない。また規格を満たしているかどうかの事前確認及び同等品規格確認は受け付けない。

※ただし、メーカー・品番を明記している品については同一品のみ納入可とする。

No.	品名	規格等	取付位置等	数量
1	赤色警光灯（散光式） ※連動	ワイレン製 FV6SH（標識灯付）【30年保証】	前部座席上部	1個
		ワイレン製 CS500LA 【30年保証】	車両前面中央（ヘッドライトと消防章に支障にならない適当な位置）	1対
		ワイレン製 CA500LA 【30年保証】	後部上部	1対
		ワイレン製 VTXFCR-12 【30年保証】	バックドアエッジ部	1対
2	電子サイレン	OSAKA SIREN 製 TSK-D151 マイク付	インパネ内	1式
3	投光器（LED）	ワイレン製 PCH1-P 《上下伸縮自在式》	ルーフラック後部	1式
4	後退警報器	標準品又は純正品	車両後部	1個
5	消火器（蓄圧式）	蓄圧式粉末 ABC10 型（薬剤 3kg）、自動車用	後部座席下部	1本
6	車輪止	ゴム製	後部座席付近	2個
7	スタッドレスタイヤ	サイズ 165R13LT-8PR 又は 165/80R14 ホイール付	納入車両はスタッドレスタイヤを着けて納入すること。 （ノーマルタイヤは不要とする。）	4本
8	泥除けゴム	標準品又は純正品 ※取り付け不能の場合は不要	全輪の後部各1枚	4枚
9	訓練旗立	訓練旗及び旗収納箱を含む。	車両後部右側（旗収納箱は、助手席後部）	1個
10	室内灯	LED照明等	前部座席及び後部座席 各1個	2個
11	作業灯	ワイレン製 LED CLSSL18D-12	荷室	1個
12	カーオーディオ	純正品	インパネ内	1個
13	車載無線機	東広島市が支給	インパネ付近	一式
14	停止標示板	標準品又は純正品		一式
15	保安信号灯	標準品又は純正品		一式
16	標準工具・ジャッキ	標準品又は純正品		一式
17	フロアーマット	標準品又は純正品		一式
18	サンバイザー	標準品又は純正品		一式
19	冷暖房（エアコン）	標準品又は純正品		一式
20	消防章（団マーク）	クロームメッキ樹脂製	車両前面中央	1個
21	スコップ	剣先タイプ	荷室との仕切板に設置	1丁
22	おの	長さ 900 mm	荷室との仕切板に設置	1本
23	バール	長さ約 800 mm	荷室内	1本
24	番線カッター	長さ 600 mm（切断能力：硬線φ10）	荷室との仕切板に設置	1本

No.	品名	規格等	取付位置等	数量
25	のこ	鞘付（刃長：200mm以上）	後部座席後方の収納箱	5本
26	防水強力ライト	GENTOS SR-220DT（電池付）	強力ライト・携帯無線機等収納ボックス	5個
27	防水ヘッドライト	GENTOS GT-392D（電池付）	強力ライト・携帯無線機等収納ボックス	5個
28	小型動力ポンプ	B2級（「8小型動力ポンプ」の項参照）	荷室内	1台
29	消防用ホース	50ミリ（「9消防用ホース及び結合金具」の項参照）		10本
30	吸水管	大阪ゴム WS200	荷室内（運転席側後方）及びルーフキャリア 各1個	2本
31	ストレーナー	プラスチック製	荷室内の吸管に設置	1個
32	ちりよけかご	プラスチック製	荷室内の吸管に設置	1個
33	吸管引上ロープ	10mm×8m	荷室内の吸管に設置	1本
34	吸管バンド	ナイロン製	荷室内の吸管	2個
35	吸管枕木	プラスチック製	荷室内の吸管付近	1個
36	工具	小型動力ポンプ用	後部座席後方の収納箱	1式
37	過充電防止充電器	小型動力ポンプ純正品 《防水処置》	荷室との仕切板付近に設置	1個
38	ヘルメットフック	ステンレス製 耐荷重10kg以上 手摺に装着可能なもの	乗降用の手摺（脱着可能式）	6個
39	管そう	PP-50/550SF・L（ヨネ式、安全管鎗・背負バンド付）	車両左外側上部	2本
40	可変噴霧ノズル	NM式Ⅱ型ノズル（型番NM-Ⅱ、呼称径50材質AC）	管そうに設置	2個
41	ホース漏水バンド	マジック式	後部座席後方の収納箱	10枚
42	スタンドパイプ	PS-65 715mm（ヨネ式、単口65mm引上式）	後部座席左側後方	1本
43	消火栓開閉金具	十字型消火栓キーハンドル（日ノ出式）	後部座席左側後方	1丁
44	とび口	1.5m（木製）	車両右外側上部	2本
45	ホースバック	65mm用、広島市型	ホースバック棚（落下防止ベルト付）	3箱
46	ホースブリッジ	大阪サイレン スーパーブリッジS型	小型動力ポンプの前方	1組
47	媒介金具	内ネジ媒介（75mm×65mm）YONE製	小型動力ポンプの上部付近のボックス内	1個
48	二股分岐（65ミリ）	YONE製 WB-65MC	小型動力ポンプの上部付近のボックス内	1個
49	二股分岐（50ミリ）	YONE製 WB-50・50	小型動力ポンプの上部付近のボックス内	1個
50	異径媒介金具	〔65メン×50オン〕及び〔50メン×65オン〕	小型動力ポンプの上部付近のボックス内	2組
51	背負い式散水装置	帝国繊維 バルファースト 同等品	荷室との仕切板（後部座席側）のフックは3箇所	5個
52	防水トランジスタメガホン	ノボル電機製作所製 TS-631（電池付）		2個
53	携行缶（ステンレス製）	KS-20携行缶 縦型スリムタイプ20ℓ用（固定用ベルト付）	荷室内の吸管内側	1個

消防用ホースの標識・整理番号の配置図

(例：黒瀬 0 4 0 1)

※標識・整理番号は消防用ホースに直接印字するものとする。

標識の漢字寸法は縦・横各 5 c m、整理番号の数字寸法は縦 5 c m×横 4 c mとする。

